

別表3 重点地区関係 (28) 岸部中5丁目地区
意見募集案からの変更箇所一覧

| 意見募集案 | 変更後 | 変更理由 |
|--|---|---|
| <p>キ.基準 (ア) 利便施設地区 d.屋外広告物 (1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物、地上設置型広告物、屋上広告物のみとし、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出は行わない。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とする。設置する高さについては、地盤面から15m以下とする。 (5) 壁面広告は集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。 (6) 地上設置型広告物の表示面積は一基当たり30㎡以内とする。 (7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> | <p>キ.基準 (ア) 利便施設地区 d.屋外広告物 (1) 自家用のみとする。 (2) 壁面広告物、地上設置型広告物、屋上広告物のみとする。ただし、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。 (3) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とする。 (5) 壁面広告は建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。 (6) 地上設置型広告物の表示面積は一基当たり30㎡以内とする。 (7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> | <p>(2)各店舗が当該施設の利用者向けにメニュー表などを設ける可能性があり、同一の内容を多く掲出するなどの過度なものでなければ、一定の賑わいの創出につながり、地区の基本方針を満たすことに繋がるため。 (3) (2) のただし書きを追加するにあたり、掲出可能となる広告物の種類が増えることで、地区全体で統一のデザインとすることが必要だと考えられるため。 (4) 設置高さ15m以下の基準は屋外広告物条例の全市基準で定める広告塔の高さと合わせていましたが、表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下としていることで、必要最小限の広告物の掲出に限られるため。</p> |

別表3 重点地区関係 (28) 岸部中5丁目地区
意見募集案からの変更箇所一覧

| | | |
|--|---|--|
| <p>(イ) 複合住宅地区 d.屋外広告物</p> <p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(3) 映像装置若しくはこれに類するものを使用しない。</p> <p>(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とし、総表示面積は1建築物につき30㎡以内とする。</p> <p>(5) 地上設置型広告物について、地上から最上端までの距離は10m以内とし、かつ、1基当たりの各面の面積の合計は20㎡以内とする。</p> <p>(6) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> | <p>(イ) 複合住宅地区 d.屋外広告物</p> <p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。ただし、立看板、広告旗(バナー等)の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> <p>(3) 映像装置又はこれに類するもの(表示面積が2㎡以下のもので、周囲の景観に配慮するものは除く。)を使用しない。</p> <p>(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/5以下とし、総表示面積は1建築物につき30㎡以内とする。</p> <p>(5) 地上設置型広告物について、地上から最上端までの距離は10m以内とし、かつ、1基当たりの各面の面積の合計は20㎡以内とする。</p> <p>(6) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(7) ただし、期間を定め表示するもの又は地区の名称や地区の案内図等で、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> | <p>(2) 過度な掲出でなく、周辺の景観に配慮したものであれば、地区の案内を行うものや、コミュニティ施設等で立看板の掲出を行うことで地域の活性化の創出につながるため。</p> <p>(4) 開発後の各敷地の面積が確定し、高度地区、建ぺい率、容積率等から、表示面積の合計は設置する壁面の1/5以下が適当であると考えるため。</p> <p>(7) 当該地区の案内看板や地域の歴史を情報発信する取り組みを可能とするため。</p> |
|--|---|--|